

答弁書第三八号

内閣参質一七三第三八号

平成二十一年十一月二十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員山谷えり子君提出教員免許更新制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出教員免許更新制度に関する質問に対する答弁書

一及び二について

文部科学省としては、教員の資質向上のため、教員免許制度について教員養成課程の充実等を含め抜本的な見直しを検討することとしており、平成二十二年度予算の概算要求において、これに必要な調査等のための経費を計上している。文部科学省としては、この調査及び検討において教員免許更新制の効果等を検証した上で、その在り方についても結論を得ることとしている。

三から五までについて

教員免許更新制の趣旨は、違法な争議行為を行う教員や児童生徒等に対する指導が不適切な教員を排除することにあるのではなく、その時々で求められる教員として必要な知識技能が確実に保持されるようにすることにある。

文部科学省としては、児童生徒等に対する教育の水準の確保等の観点から、違法な争議行為を行う教員については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、各教育委員会が厳正に対応し、指導が不適切な教員については、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）等に基づき、各教育委員

会が適切に対応しているものと考えており、今後とも各教育委員会において適切な対応が行われるよう指導してまいりたい。

なお、文部科学省では、毎年度、教員の懲戒処分等の状況や指導が不適切な教員の状況等について、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会に対して調査を実施しているところである。